

都民の意見の概要	事業者の見解
(前ページのとおり)	<p>事業区間周辺の矢川緑地保全地域等に湧水の確認地点がありますが、事業区間は確認された湧水の涵養域の縁に位置しており、湧水の地下水涵養に影響を及ぼす可能性は低いと考えます。よって、事業の実施に伴い、不圧地下水の流況や水質等に変化が生じる可能性は小さく、湧水の水量に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>工事の完了後においては、工事の施行中と同様に、高架橋を支える基礎杭が存在しますが、水循環に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>以上のことから、水循環は環境影響評価の項目として選定していません。</p> <p>また、本事業地付近に湧水涵養域が点在するため、工事前・工事中・工事後において、地下水位の変動を把握するための施工管理上のモニタリングを実施する予定です。</p> <p>〔生物・生態系について〕</p> <p>事業区間及びその周辺は既に市街地化されており、動植物の生息・生育環境は少ないと考えます。矢川駅と西国立駅の中間地点付近西側に湧水や湿地の植生及び動物が確認されている矢川緑地保全地域が存在しますが、改変は行いません。</p> <p>また、工事の施行中に大規模な土留工を用いる開削、地下掘削、地下水の汲み上げ、連続した地下構造物の設置等を行いません。</p> <p>そのため、水環境への影響は極めて小さいと考えされており、地下水及び湧水や湿地を生息・生育環境とする動植物に影響を及ぼす要因はなく、環境への影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>くわえて、既存の鉄道敷地を利用した市街地における工事であるため、生物・生態系に影響を及ぼさないと考えます。</p> <p>以上のことから、環境影響評価の項目として選定していません。</p>

(3)水循環	都民の意見の概要	事業者の見解
<p>環境影響評価書案・報告書本編P.53では「湧水の水量・水質に著しい影響を及ぼすことはないと考えられる」と記されている。また、資料編P-14で「事業区間は、矢川緑地湧水および▽下湧水の湧水涵養域の縁（へり）に位置している。…著しい影響を及ぼすことはないと考えられる」と具体的な湧水の名称をあげて記述している。</p> <p>資料編P-13の図面で示されているのは、矢川緑地湧水と▽下湧水の2箇所のみである。</p> <p>一方、国立市内の湧水に関する調査報告書「国立市湧水の保全に向けた効果的な地下水涵養施設検討業務委託/IL31」では、これら2箇所のほかに「郷土文化館下の湧水2箇所」、「常盤の清水」の合計5箇所が記載され、それぞれの湧水涵養域について詳細な調査・検討が行われている。</p> <p>この報告書によれば、谷保天満宮にある「常盤の清水」の湧水涵養域は湧水地点から北西方向に延び、南武線を横断して国立市役所付近をへて、国立第二中学校付近に達している。すなわち、湧水涵養域を南武線立体化の地下構造物が横断することを示している</p> <p>環境影響評価書案報告書の資料編P.13の地図は、このような事実を無視するかのような資料となっており見過ごすことはできない。「常盤の清水」が記載されていないのは意図的もしくは考えられない。</p> <p>東京の名湧水57選に選ばれている▽下湧水、常盤の清水の湧水が枯れたり、水量が減ったり、水質が悪化したりすることがあれば大変なことである。とりわけ常盤の清水は、谷保天満宮にとって非常に大切な湧水であることを考えるとなおさらである。</p> <p>(次ページに続く)</p>	<p>「国立市湧水の保全に向けた効果的な地下水涵養施設検討業務委託」（平成31年1月 国立市）によれば、郷土文化館下の湧水については、湧水の地下水涵養域が南武線よりも南側に分布しており、南武線の連続立体交差化による影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>谷保天満宮にある常盤の清水の湧水については、湧水の地下水涵養域が南武線と交差していますが、連続立体交差化により高架構造物を設置するのは国立市役所付近から西側の区間で、谷保駅側は地平又は盛り構造を想定していません。このため、常盤の清水の湧水には、南武線の連続立体交差化による影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>また、本事業地付近に湧水涵養域が点在するため、工事前・工事中・工事後において、地下水位の変動を把握するため施工管理上のモニタリングを実施する予定です。</p>	

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>湧水の現状把握、工事中の定期観測、事業終了後の調査・検証を実施することによって「影響がなかった」と判断されるべきであつて、環境影響評価の実施もせずに、報告書の中の一文章で「影響は考えられない」で済まされることではない。また、影響評価の調査・検討によってならんかの水量や水質の変化が予測されるならば、詳細設計を始める前に適切な方法（注脚スパンの延伸、地下水涵養対策など）を検討して対応するべきであると考ええる。</p>	<p>（前ページのとおり）</p>
<p>資料編P14 水循環 本文中段あたりに、「これまで実施された湧水の涵養域（略）の調査結果は、図 2.1-5 に示すとおりである。事業区間は矢川緑地湧水及びアワ下湧水の湧水涵養域の縁に位置している。」と記述したあと、後段で「よつて、・・・（中略）湧水の水量・水質に著しい影響を及ぼすことはない。」と結論づけている。 しかし、位置しているので著しい影響を及ぼすことはないと思ふ理由が記述されていない。これでは選定しなかつた項目及びその理由にはなつていないので、専門的であつても縁に位置すると影響を及ぼさない理由を説明し、場合によっては項目として選定、調査を実施すること。</p>	<p>事業区間はアワ下湧水の涵養域の縁に位置しており、湧水の地下水涵養域を分断する位置にないため、帯水層の地下水流動に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。</p>

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>(4) 地形・地質、水循環 南武線が、立川屋線の上下を走っていることは誰もが分かっていることですが、今回の環境影響評価で地形・地質、水循環について取り上げなかつたのはなぜでしょうか。今からでも追加して調査・検証が必要だと思います。特に立川・国立の市境と付属街路5に当たる箇所については当該地域の住宅、学校、道路、緑地、湧水、矢川には工事による影響が大きいことが十分に予想されます。工事による杭打ちが砂礫層から粘土層に達すれば水脈に影響し、水枯れの恐れもあります。また、逆水が噴き出す危険性も考えられます。複雑な地形であることから、設計および工法を示し、住民が納得できる環境影響評価を行うことを強く求めます。</p>	<p>【地形・地質について】 工事の施行中に高架橋の杭打ち工及び掘削工を実施しますが、基礎杭の深さは幹線道路との交差部で約9m～17m、橋長の長い箇所は約9m～21mであること、また、線路方向の杭間隔は約11m～33m、線路直角方向の杭間隔は約3m～6mで計画しており、間隔を空けて杭を設置します。 事業区間は立川屋線と交差しますが、事業区間及び沿線地域に基礎工事によって斜面等の安定性に影響が予想される大規模な法面は存在せず、斜面等の安定性に影響を及ぼす可能性はありません。本事業では、地下水を遮断するような大規模な土留工を用いる開削、地下掘削、地下水の汲み上げ、連続した地下構造物の設置等は行わず、基礎杭の施工において、孔壁の保持に鋼管を用いることにより、地盤変形、地下水位及び土地の安定性に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。 工事の完了後においては、工事の施行中と同様に高架橋を支える基礎杭が存在するものの、土地の安定性に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。 以上のことから、地形・地質は環境影響評価の項目として選定していません。</p> <p>【水循環について】 工事の施行中に高架橋の杭打ち工及び掘削工を実施しますが、基礎杭の深さは幹線道路との交差部で約9m～17m、橋長の長い箇所は約9m～21mであること、また、線路方向の杭間隔は約11m～33m、線路直角方向の杭間隔は約3m～6mで計画しており、間隔を空けて杭を設置します。 また、大規模な土留工を用いるような開削、地下掘削、地下水の汲み上げ、連続した地下構造物の設置等は行わないため、地下水に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。 (次ページに続く)</p>

<p>都民の意見の概要</p> <p>(前ページのとおり)</p>	<p>事業者の見解</p>
<p>事業区間周辺の矢川緑地保全地域等に湧水の確認地点がありますが、事業区間は確認された湧水の涵養域の縁に位置しており、湧水の地下水涵養に影響を及ぼす可能性は低いと考えます。よって、事業の実施に伴い、不圧地下水の流況や水質等に变化が生じる可能性は小さく、湧水の水量に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。</p>	<p>事業区間周辺に湧水涵養域が点在するた め、工事前・工事中・工事後において、地下水位の変動を把握するための施工管理上のモニタリングを実施する予定です。</p>

2. 事業段階関係市長の意見と事業者の見解

事業段階関係市長の意見とそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

2.1 国立市長の意見と事業者の見解

国立市長の意見	事業者の見解
<p>1. 地形・地質、水循環、生物・生態系について「東京都環境影響評価審査委員会」の審査結果を踏まえた東京都知事意見は「事業区間は、カブチで立川崖線と交差し、その周辺の崖線下には複数の湧水及びび災害対策用井戸が存在している。本事業では採掘工事等を計画しており、地下水流動の変化や立川崖線の改変による湧出機構の擾乱により湧水等へ影響を及ぼすおそれ考えられるため、地形・地質並びに水循環を環境影響評価の項目として選定すること」としている。</p> <p>また、国立市内には「アサド湧水」のほか、「郷土文化館下」、「谷保天満宮 常盤の清水」などの湧水が存在し、貴重な水環境として市民に親しまれている。これら湧水の集水域は「国立市湧水の保全に向けた効果的な地下水涵養施策検討業務委託報告書」のなかで、添付資料の図1、図2のとおりと分析している。</p> <p>「谷保天満宮 常盤の清水」の集水域は、湧水地点から北西方向に延び、南武線を横断しているほか、「アサド湧水」も南武線を含む、広域な集水域が形成されている。</p> <p>このため、これら湧水の集水域において、掘削工事が行われることによる地下水流動の変化や、湧水の湧出機構の擾乱の可能性について再評価を実施するとともに、工事の着手前、工事の施工中、工事の完了後における湧水水量の変化など、水環境の継続的なモニタリング体制の構築を含め検討されたい。</p>	<p>工事の施行中に高架橋の杭打ち工及び掘削工を実施しますが、基礎杭の深さは幹線道路との交差点で約9m～11m、橋長の長い箇所は約11m～13m、線路直角方向の杭間隔は約3m～6mで計画しており、間隔を空けて杭を設置します。</p> <p>また、大規模な土留工を用いるような掘削、地下掘削、地下水の汲み上げ、連続した地下構造物の設置等は行わないため、地下水に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>「湧水涵養域調査委託（その1）」（平成6年3月 東京都環境局）及び「湧水涵養域調査委託（その2）」（平成7年3月 東京都環境局）によれば、事業区間はアサド湧水の涵養域の縁に位置しており、湧水の地下水涵養に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>「国立市湧水の保全に向けた効果的な地下水涵養施策検討業務委託」（平成31年1月 国立市）によれば、郷土文化館下の湧水については、湧水の地下水涵養域が南武線よりも南側に分布しており、南武線の連続立体交差化による影響は極めて小さいと考えます。谷保天満宮にある常盤の清水の湧水については、湧水の地下水涵養域が南武線と交差していますが、連続立体交差化により高架構造物を設置するのは国立市役所付近から西側の区間で、谷保駅側は地平又は盛土構造を想定しています。このため、南武線の連続立体交差化による影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>また、本事業地付近に湧水涵養域が点在するた め、工事前・工事中・工事後において、地下水位の変動を把握するための施工管理上のモニタリングを実施する予定です。</p>

国立市長の意見	事業者の見解
<p>2. 騒音・振動について</p> <p>資料編 P113、高さ方向の鉄道騒音の予測結果では、高さ 1.2m 地点は現況値を下回り、騒音評価の指標「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」で定める「騒音レベルの状況」を改良前より改善すること」を満足する一方、高さ 13.2m 地点では昼間、夜間ともに予測値が現況値を上回っている。</p> <p>南武線沿線には、JR 富士見台団地や都営富士見台 4 丁目アパート (旧矢川団地) など、高さ 20メートル程度の住宅が多く存在しており、これら住宅が影響を受ける高さの騒音レベルについても、高さ 1.2m 地点と同様に、連続立体交差事業前より改善されるよう、鉄道騒音予測に反映済の「ロングレベル化」、「レベルの重量化」、「弾性まくらぎ直結軌道」のほか、必要に応じて実施するとして、「レベル削正」、「吸音性防音壁」などについても積極的に検討し、防音壁 (1.5m) を高くするなどの措置も含め、騒音対策について、万全を期した実施を検討されたい。</p> <p>工事用車両による騒音・振動の影響が市内広範囲に発生しないよう、主要 4 ルートに限定して工事用車両を運用するとともに、通学時間帯における工事用車両の走行制限についても検討されたい。</p>	<p>鉄道騒音の予測・評価は、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月 環大第一第174号)に基づき、計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に 12.5m、地上からの高さが 1.2m における騒音の値を対象としています。高さ方向の騒音については、参考として国立市役所 (南武線御膳車場) で調査を行っております。その結果、4階相当の高さ (地盤面から 10.2m) では現況より小さくなると予測されますが、5階相当 (地盤面から 13.2m) では現況より 2dB 大きくなることが予測されています。</p> <p>高架化後は、環境保全措置として、以下の対策を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りロングレベルを採用する。 ・高架橋区間では、弾性バラスト軌道を採用し、騒音及び振動の低減に努める。 ・防音壁 (高さ約 1.5m) を設置し、鉄道騒音の低減に努める。 ・弾性バラスト軌道区間については、粒径が小さく、吸音率の高い消音バラストを採用する。 ・レベルの重量化等により、鉄道騒音及び振動の低減に努める。 ・車両及び軌道の定期的な検査及び保守作業を実施し、車輪及びレベルの摩擦等に起因する鉄道騒音及び振動が増大しないよう維持管理に努める。 <p>また、工事の完了後に、鉄道騒音における調査及び予測・評価を行った地点について、事後調査を行う予定です。その結果、現況値を大きく上回ることが判明した場合には、環境影響の程度に応じて適切に対応していきます。</p> <p>工事用車両走行ルートは環境影響評価書案 32 ページに記載しておりですが、工事に当たっては、運行経路等を十分検討し、車両の整備及び点検を定期的に実施するとともに、法定速度を遵守する等の環境保全措置を行い、現場周辺の騒音・振動の低減に努めます。</p>

国立市長の意見	事業者の見解
<p>工事の施工中の建設機械の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は 67～80dB で、環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する騒音の報告基準 (80dB) を満たしているもの、騒音レベルとして非常に高い水準であることから、仮囲い (高さ 3.0m) を高くするなどの配慮のほか、作業時間帯の配慮、また、同一場所における作業期間に対する配慮など、これら地域住民の生活環境保全について、万全を期した実施を検討されたい。</p>	<p>工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の評価指標は、騒音規制法に基づく「特定建設作業の騒音の規制に関する基準」又は「環境確保条例」に基づき「指定建設作業に係る騒音の報告基準」として定めています。</p> <p>工事の施行中は、環境保全措置として、以下の対策を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場周辺の状況を勘案し、長時間連続する作業を避ける等、作業時間の調整により環境保全に努める。 ・建設機械の配置等に配慮し、作業が1か所に集中しないよう工事工程の調整に努める。 ・工事箇所周辺に作業予定や夜間作業予定を掲示する等、地域への周知に努める。等

国立市長の意見	事業者の見解
<p>3. 景観について</p> <p>工事完了後における鉄道施設の存在が周辺の景観に及ぼす影響について、主要な景観の構成要素はほとんど変化しないものと予測しているが、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を予測したフォトモンタージュ(P188～194)において、以下の点で改善の余地があることから、検討されたい。</p> <p>1. 図8.4-3～図8.4-9 共通事項橋脚や梁の隅部はピソ角のままとなっているが、R面取りなどの景観的配慮を検討されたい。</p> <p>2. 図8.4-3、図8.4-6 地上道路との交差点については、アーストンプ景観への配慮として、アーチ形状の採用などの意図について検討されたい。</p> <p>3. 図8.4-3、図8.4-5、図8.4-6 防音壁について、面の分節や高架部との見切りなどについて景観的配慮を検討されたい。</p> <p>4. 図8.4-5、図8.4-7、図8.4-8 フォトモンタージュでは、高架下と側道部の境界に菱形金網フェンスが採用されているが、市民の日常的視線への配慮を含めた意匠について検討されたい。</p> <p>5. 図8.4-8 立川屋線緑地保全地域の一画である「おたかの森」の眺望に対する配慮として、標準スバの柱間の連続ではなく、長尺スパンを採用して高架下から後背地(おたかの森)が視認できるよう検討されたい。</p> <p>6. 図8.4-9 谷保駅からの高架移行区間における擁壁等について、無機質で均質な連続面となることなく、生垣や列植などの植栽により、街路景観の向上に努めることも検討されたい。</p> <p>7. 図8.4-3～図8.4-9 構造物の仕上げにおいて、低彩度の色調の導入、化粧型枠の採用によるテクスチャ表現の工夫などについて検討されたい。</p> <p>P195において『駅舎については、周辺環境や地域景観と調和するようなデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりと密与するよう配慮する等、環境保全のための措置を実施することで、評価の指標である「事業地周辺の自然、歴史、文化、地域性等に配慮すること」を満足する』としていることから、高架構造物についても地域景観への配慮について、同様に検討されたい。</p> <p>また、駅舎のデザイン案については、市民への積極的な情報提供及び意見・要望を十分に考慮し、可能な限り事業計画への反映を検討されたい。</p>	<p>環境影響評価書案の景観のフォトモンタージュは現時点の計画内容をイメージで示したものであり、駅舎のデザインについては、環境影響評価書案にも記載のとおり、今後、詳細な検討を行っていきます。</p> <p>高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等については、地域の景観づくりに密与するよう配慮する計画を検討していきます。</p> <p>なお、橋脚の位置については、今後、設計を進める中で適切に対応していきます。</p>

国立市長の意見	事業者の見解
<p>4. 生物・生態系について</p> <p>調査計画書に対する市長意見として「南武線運河立休交差事業に伴い、地域の場所の価値として大切にされている国立富土見台第三団地のヒヨラヤスギや調整池について、市民と意見交換していただきたい」と提出しており、市民からも特に配慮すべき場所として当該場所に対する要望があることから、地域住民との意見交換について誠意をもって対応されたい。</p> <p>また、本事業によるヒヨラヤスギや調整池に対する影響予測の実施などを踏まえ、工事過程の仮線工事等によるヒヨラヤスギの地中根への影響など、当該樹木への影響が極力ない形で、事業実施することを検討されたい。</p> <p>5. 地域住民意見について</p> <p>市では、市長意見の取りまとめにあたり、環境影響評価書案に対する市民の意見を募集し、都民である当市在住の地域住民より、別添のとおり、5名から8件の意見要望の提出があった。</p> <p>その内容については上記1～4に含めていることから、誠意をもって対応し、十分に検討したうえで可能な限り、本事業に反映するよう努められたい。</p> <p>5. 今後の協議について</p> <p>本意見書に対する見解書を踏まえても、なお残る懸案事項のほか、これまで当事業に関連して協議してきた各種事項を含め、国立市と事業者との間で、課題解決に向けた継続的な協議の場の設置について検討されたい。</p>	<p>現時点では、樹木や国立富土見台第三団地の南西角にある調整池の取扱いについては決まっておりますが、所有者とも調整し、工事を施工する予定です。</p> <p>今後も、用地測量等説明会、用地補償説明会及び工事説明会を事業の節目で開催する予定です。また、上記の説明会開催以降についても、地元からの問合せ等については、個別に丁寧に対応していきます。</p> <p>別添の意見要望は受領していませんが、その内容は把握していませんが、事業者の見解1～4のとおり、対応していきます。</p> <p>本事業は東京都環境影響評価条例に基づき、手続を行っており、今後も、同条例に基づき、手続を行っていきます。また、事業を進める上で、国立市と課題解決が必要な事項については協議していきます。</p>

2.2 立川市長の意見と事業者の見解

立川市長の意見	事業者の見解
<p>【事業全般】</p> <p>工事期間中や工事完了後において、市や地域住民に対し丁寧な情報提供を行うとともに地域住民にわかりやすい内容及び表現で周知を図られたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、事前に工事説明会を開催するとともに、工事のお知らせをチラシや工事看板等にて近隣にお住まいの方へ理解しやすしい内容及び表現で周知を図ります。工事期間中には、工事期間や工事の進捗について、地域住民に丁寧な情報提供を行うとともに、分かりやすい内容及び表現で周知を図るよう努めていきます。</p>
<p>また、地域住民からの意見要望について誠意をもって対応し、十分に検討したうえで可能な限り環境保全のための措置の検討に反映するよう努められたい。</p> <p>さらに、今後環境に影響を及ぼすような新たな要因が確認された場合には、あらためて環境影響評価項目に関する調査等を実施し、環境保全のために必要な措置を講じられたい。</p>	<p>適切に環境保全のための措置を実施することともに、環境に及ぼす影響の新たな要因が確認された場合には、新たな要因の環境影響の程度に応じて適切に対応してまいります。</p>
<p>本事業は沿線住民の生活環境に長期的な影響を及ぼすものであるため、計画段階から施工・供用後まで、一貫して環境負荷の最小化に取り組みよう求める。</p>	<p>工事期間が長期にわたるため、工事の完了後も含め適切に環境保全のための措置を実施してまいります。</p>
<p>【騒音・振動】</p> <p>環境影響評価書案においては、環境保全のための措置として、可能な限りのロングレールの採用、弾性バラスト軌道や防音壁の設置、消音バラストの採用、レールの重量化などが示されている。これらは有効な方策と考えられるが、レールの継ぎ目やカーブ区間など、特に騒音・振動の発生が顕著となる箇所においては、より効果的な対策を具体的に講じられたい。</p>	<p>工事の完了後における騒音・振動に関する環境保全措置として、可能な限りのロングレールの採用、弾性バラスト軌道や防音壁の設置、消音バラストの採用、レールの重量化などにより鉄道の騒音・振動の低減に努めます。</p> <p>また、車両や軌道の定期的な検査及び保守作業を実施するなど、鉄道の騒音・振動の低減に努めます。</p>
<p>仮線区間における振動の評価の指標は「風況値を大きく上回らないこと」としているが、仮線区間の路盤改良や道床の整備を行い、さらなる振動の低減を図られたい。</p> <p>特に本事業の沿線上には立川第三中学校があり、当該生徒の良好な教育環境を確保する観点からも、騒音・振動の防止に係る環境保全措置を徹底されたい。</p>	<p>工事の施行中における仮線区間の環境保全措置として、可能な限りロングレールを採用することともに、路盤改良、道床の入念な整備等、鉄道振動の低減に努めます。</p> <p>また、工事中においても、東京都環境影響評価条例に基づき事後調査を行ってまいります。</p> <p>仮線時の鉄道騒音・振動の事後調査結果に著しい影響が確認されたときは、適切に環境保全のための措置を実施してまいります。</p>

立川市長の意見

事業者の見解

<p>供用後における実際の騒音・振動状況について、評価基準を満たさなかった場合には、追加的な防音・防振対策を速やかに検討・実施する旨を明確に記載するなど、アンケートアの視点からの対応を求める。</p>	<p>工事の完了後においても、東京都環境影響評価条例に基づき、事後調査を行ってまいります。事後調査を行った結果、環境保全措置を実施しても騒音・振動の予測・評価基準と比較して、騒音・振動の状況が著しく悪化していることが判断される場合には、環境影響の程度に応じて適切に対応してまいります。</p>
<p>【水循環】</p> <p>本市において矢川緑地の湧水は市民に親しまれている貴重な財産であるとともに、多様な動植物が生息・生育できる質の高い自然環境の維持といった生物多様性の保全につながっていると認識している。</p> <p>本事業により湧水の水量・水質に著しい影響を及ぼすことはないとしているが、事業区間が湧水涵養域の縁（〜り）ではあるものの涵養域内に存在するため、湧水の地下水涵養に影響を及ぼす可能性について慎重に判断する必要がある。そのため、改めて環境影響評価の項目として水循環を選定した上で、事業区間周辺の地下水や湧水への影響（地下水の水位や流量、湧出水量等の変化の程度）及び湧水が流出する矢川への影響（流量等の変化の程度）並びに関連する事項について予測・評価を実施されたい。</p>	<p>工事の施行中に、高架橋の杭打ち工及び掘削工を実施しますが、基礎杭の深さは幹線道路との交差点で約9m~17m、橋長の長い箇所は約9m~21mであること、また、線路方向の杭間隔は約11m~33m、線路直角方向の杭間隔は約3m~6mで計画しており、間隔を空けて杭を設置します。</p> <p>また、大規模な土留工を用いるような掘削、地下掘削、地下水の汲み上げ、連続した地下構造物の設置等は行わないため、地下水に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>事業区間周辺の矢川緑地保全地域等に湧水の脆弱地点がありますが、事業区間は湧水涵養域の縁に位置しており、湧水の地下水涵養に影響を及ぼす可能性は低いと考えます。よって、事業の実施に伴い、不圧地下水の状況や水質等に変化が生じる可能性は小さく、湧水の水量に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>工事の完了後においては、工事の施行中と同様に、高架橋を支える基礎杭が存在しますが、水循環に及ぼす影響は極めて小さいと考えます。</p> <p>以上のことから、水循環は環境影響評価の項目として選定していません。</p> <p>また、本事業地付近に湧水涵養域が点在するため、工事前・工事中・工事後において、地下水位の変動を把握するための施工管理上のモニタリングを実施する予定です。</p>

立川市長の意見	事業者の見解
<p>【電波障害】 電波障害が予測される地域の住民に対し、予め周知を実施されたい。</p>	<p>地域の住民に対しては、今後の工事説明会等において説明していきます。 なお、工事の施行中においては、本事業によるテレビ電波障害が発生した場合には、工事の進捗に応じてアンテナ設置位置の調整やケーブリングテレビによる受信対策等の適切な対策を実施します。 工事の完了後においては、本事業によるテレビ電波障害が発生した場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブリングテレビによる受信対策等の適切な電波受信障害対策を講じます。電波障害が発生すると予測した地域以外においても、本事業による電波障害が明らかとなった場合には、受信状況に応じた適切な対策を講じます。 工事の施行中及び工事の完了後においては、住民等からの問合せ窓口を明確にし、申出があった場合は適切に対応します。</p>
<p>【景観】 高架橋や駅舎等の外壁の色彩やデザイン等に関して、周辺環境に調和するように配慮をされた。 景観の予測においては、フォトモンタージュ法等により近景のほか、遠景の変化を予測し、また、防音壁等の設置状況も考慮されたい。</p>	<p>環境影響評価書案の景観のフォトモンタージュは、現時点の計画内容をイメージで示したものであり、駅舎のデザインについては、環境影響評価書案にも記載のとおり、今後、詳細な検討を行っていきます。 高架橋及び駅舎の外壁については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮する計画を検討していきます。</p>

●東京都告示第六百三十三号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクトについて、環境影響評価書及びその概要の提出があり告示する。

令和八年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

グローブライド株式会社

代表取締役社長執行役員 鈴木 一成

東久留米市前沢三丁目十四番十六号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）グローブライドみらいフィールドプロジェクト

三 工場の設置

対象事業の概要

対象事業は、東久留米市前沢三丁目に位置する既存工場において令和四年に取得した東側隣接地を活用して、一部建物を解体した後、新たに建築物を建設し、生産機能を備えた工場再編を図る計画である。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、そ

の結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和八年四月二十四日から同年五月八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 東久留米市環境安全全部環境政策課
- イ 小平市環境部環境政策課
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課
- エ 東京都多摩環境事務所管理課
- オ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
- カ 三階

別記(原文の主な記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現状調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(7)に示すとおりである。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>①建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は、ピーク時が 0.03497ppm であり、「日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は 41.2% である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は、ピーク時が 0.03575mg/m³ であり、「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は 9.5% である。</p> <p>②工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質) 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は、0.026674 ～ 0.027395ppm であり、全ての地点で「日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は 0.48 ～ 1.44% である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は、0.032237 ～ 0.032271mg/m³ であり、全ての地点で「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下」とする評価の指標を満足する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は 0.01% 未満～0.02% である。</p>
2. 騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>①建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動 建設機械からの騒音レベル(L_{eq})の最大値は、地上 1.2m では、解体工事ピーク時が 73dB、新築工事ピーク時が 66dB であり、地上 4.7m では、解体工事ピーク時が 81dB、新築工事ピーク時が 79dB と予測し、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業騒音の報告基準(解体工事ピーク時 85dB、新築工事ピーク時 80dB)に適合する。</p> <p>建設機械からの振動レベル(L_v)の最大値は、解体工事ピーク時が 67dB、新築工事ピーク時が 65dB と予測し、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業振動の報告基準(解体工事ピーク時 75dB、新築工事ピーク時 70dB)に適合する。</p> <p>②工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動 工事の施行中の道路交通騒音レベル(L_{weq})は、59～65dB と予測し、No.1 及び No.2 を除く全地点で評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(昼間 55dB 夜間は 65dB)に適合する。No.1 及び No.2 については、現在の道路交通騒音レベルが評価の指標を上回っているが、これらの地点の工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは、1 未満(0.4)dB であることから、工事用車両による影響はほとんどないものと評価する。</p> <p>なお、工事用車両による騒音の増加レベルの寄与は小さいが、No.1 及び No.2 の柳瀬田通り沿道では現況の騒音レベルが評価の指標(環境基準)を上回っていることから、工事の実施にあたっては、工事用車両の計画的かつ効果的な運行管理に努めるとともに、車両のメンテナンスなどを周知徹底する等の環境保全のための措置を講じることにより、影響の低減に努める。</p> <p>工事の施行中の道路交通振動レベル(L_v)の最大値は、昼間 45～52dB、夜間 44～50dB と予測し、全地点において評価の指標とした「環境確保条例」に定める「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間 60dB または 65dB、夜間 55dB または 60dB)に適合する。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動 (つづき)	<p>(2) 工事の完了後</p> <p>① 施設の稼働に伴う施設騒音・振動、低周波音</p> <p>敷地境界における施設からの騒音レベル(L_{eq})の最大値は、地上 1.2m では敷地境界南側で 33dB、地上 4.7m では敷地境界南側で 34dB と予測し、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく「工場・指定作業場に係る騒音の規制基準」及び「騒音規制法」に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(朝・夕 55dB、昼間 60dB、夜間 50dB) に適合する。</p> <p>敷地境界における施設からの振動レベル(L_v)の最大値は、敷地境界東側で 40dB と予測し、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間 65dB、夜間 60dB) に適合する。</p> <p>敷地境界における施設からの G 特性音圧レベルの最大値は 83dB と予測し、評価の指標とした「ISO-7196」に基づく「感覚閾値(100dB)」に適合する。</p> <p>また、参考として 1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベルの予測結果を「低周波音問題対応の手引き」に示される物的苦情に関する参照値と比較した結果、敷地境界における 1/3 オクターブバンド平坦特性音圧レベルの最大値は 63~70dB と予測し、物的苦情に関する参照値を下回っている。</p>
3. 土壌汚染	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>① 汚染のおそれのある土壌の掘削・処理等に伴う影響の程度</p> <p>計画地内の既存工場側においては、1960年(昭和35年)に、それまで農地であった場所にて大和精工株式会社(フロンテック株式会社の前身)が「ロール生産工場」を設置している。それ以降、計画地内に本社を移転、関連会社も含めて工場や事務所、倉庫、寮等を設置し、2003年(平成15年)の住宅地図では現況と同様の建物配置(現況の 1~3号棟、立体駐車場、テニスコート等)が確認されている。現在、計画地内の既存工場側には工場や倉庫等が立地しているが、「土壌汚染対策法」の対象となる有害物質(シロム酸)の使用は存在していない。「環境確保条例」に規定する有害物質についても、現在取り扱っていないが、過去には、1978年(昭和53年)頃まで 2号棟で有害物質(シロム酸)を使用し、ソックス処理していた経緯がある。また、1987年(昭和62年)頃には病院が立地していたことが確認されているが、その詳細は不明である。上記の状況から計画地内に土壌汚染が存在する可能性は否定できない。</p> <p>2022年(令和4年)に取得した敷地内に宮坂醸造株式会社(後に神戸一味株式会社へ社名変更)がフロンテック工場を設置しており、フロンテック株式会社が当該土地を取得するまで、工場や事務所、社宅等として利用していた経緯がある。東側隣接敷地について、土地取引時に当該敷地を対象として実施された土地利用履歴調査の結果、過去に立地していた神戸一味株式会社(フロンテック工場)において「水質汚濁防止法」に基づく特定施設が存在していたことが確認されている。しかし、2021年(令和3年)に「環境確保条例」の規定に基づき、六価クロム化合物(クロム酸イオン)が対象となる(社宅敷地を除く)東側隣接地全体の地表面、排水処理設備のドレン下、埋設排水管路の配管下)を対象に六価クロム化合物の土壌汚染状況調査を実施した結果、土壌汚染は確認されていない。</p> <p>これらの結果を踏まえ、本事業では「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき、工事着工前までに土壌汚染状況調査等を実施する。また、土壌汚染が確認された場合には、工事着工後の掘削除去等の対策工事の実施にあたって、場内では排水やシート養生等の飛散防止措置を行う等、汚染土壌を場外へ搬出する場合には、場内にて運搬車両のタイヤ洗浄を行う等、関係法令に基づき適切な飛散防止措置や対策を講じていく計画である。</p> <p>以上により、汚染のおそれのある土壌の掘削・処理等に伴う新たな地域の土壌への影響はないものとする。</p> <p>したがって、「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>

表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 地盤	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>① 掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度</p> <p>本事業では、掘削工事に先立ち親杭橋突板工法により山留壁を深さ G.L. 約 -6.0 ~ -11.0m (T.P. 約 +81.5 ~ +56.5m) まで構築する。また、必要に応じて切梁支保工等を設け、山留壁側面への土圧や水圧に対する補強を行うことにより、山留壁の変形を抑え、地盤を安定させる。</p> <p>以上により、掘削工事に伴い地盤の変形が生じる可能性は小さいものとする。</p> <p>したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>② 掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度</p> <p>本事業の地下構造物部分の掘削深度(基礎底)は、G.L. 約 -3.0 ~ -8.0m (T.P. 約 +4.5 ~ +9.5m) であり、新工場棟、新立体駐車場、新守衛棟及び雨水浸透貯留槽の地下構造物部分の掘削範囲は主にローム層であるが、水槽試験室の掘削深度は G.L. 約 -8.0m (T.P. 約 +5.4.5m) であり、第一帯水層の砂礫層 (T.P. 約 +56.5m) 以降) に到達する可能性がある。また、計画地内の観測井 (No.1 ~ 3) における地下水水位は G.L. 約 -2.1 ~ -10.4m (T.P. 約 +52.2 ~ +60.2m) であり、降雨に応じて地下構造物部分の掘削深度を上回る地下水水位が確認されている。そのため、本事業では、掘削工事に先立ち親杭橋突板工法により山留壁を構築し、掘削工事に伴う地下水が湧出してきた場合には、状況に応じて適切な遮水処理を講じることにより、掘削部分への地下水の流入を防止する。</p> <p>また、既存資料によると、計画地及び周辺には、地下水(第一帯水層)が存在する砂礫層が層厚をもって広く分布しており、それに対して本事業の掘削範囲や山留壁及び杭の設置箇所は局所的であることから、地下水は掘削範囲等を迂回して流れ、周辺に地下水の水位及び流況に与える影響は小さいものと考ええる。</p> <p>以上により、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は小さいものとする。</p> <p>したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>① 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度</p> <p>本事業の地下構造物部分の基礎底は、G.L. 約 -3.0 ~ -8.0m (T.P. 約 +4.5 ~ +9.5m) であり、新工場棟、新立体駐車場、新守衛棟及び雨水浸透貯留槽の地下構造物部分は主にローム層に該当するが、水槽試験室の基礎底は G.L. 約 -8.0m (T.P. 約 +5.4.5m) であり、第一帯水層の砂礫層 (T.P. 約 +56.5m) 以降) に到達する可能性がある。しかし、既存資料によると、計画地及び周辺には、地下水(第一帯水層)が存在する砂礫層が層厚をもって広く分布しており、それに対して地下構造物の存在は局所的であることから、地下水は地下構造物の周囲を迂回して流れ、周辺に地下水の水位及び流況に与える影響は小さいものと考ええる。</p> <p>また、杭については、新工場棟は G.L. 約 -2.5m (T.P. 約 +3.7.5m) までの杭を 98 本(杭径 φ1.2 ~ 2.2m)、新立体駐車場では G.L. 約 -1.7m (T.P. 約 45.5m) までの杭を 48 本(杭径 φ1.4m) 打設する計画であるが、適切な間隔を設けて打設を行うことから、地下水の流況を妨げるものではないと考ええる。</p> <p>以上により、地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は低いと予測した。</p> <p>したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>② 地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度</p> <p>本事業の計画揚水量は約 21,866m³/年を計画しており、1号井戸、2号井戸ともに計画揚水量は適正揚水量を大きく下回っている(1号井戸:計画揚水量約 27L/分<適正揚水量約 107L/分、2号井戸:計画揚水量約 15L/分<適正揚水量約 504L/分)。</p> <p>以上により、地下水の揚水による地下水の水位及び流況の変化は小さく、地盤沈下が生じる可能性は低いと予測した。</p> <p>したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
5.水循環	<p>(1)工事の施行中</p> <p>①掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 本事業の地下構造部分の掘削深度(基礎底)は、G.L.約-3.0～-8.0m(T.P.約+54.5～+59.5m)であり、新工場棟、新立体駐車場、新守衛棟及び雨水浸透貯留槽の地下構造部分の掘削範囲は主にローーム層であるが、水槽試験室の掘削深度はG.L.約-8.0m(T.P.約+54.5m)であり、第一帯水層の砂礫層(T.P.約+56.5m)に到達する可能性がある。また、計画地内の観測井(No.1～3)における地下水水位はG.L.約-2.1～-10.4m(T.P.約+52.2～+60.2m)であり、降雨に応じて地下構造部分の掘削深度を上回る地下水水位が確認されている。そのため、本事業では掘削工事に先立ち観抗横矢板工法により山留壁を構築し、掘削工事中に地下水が湧出してきた場合には、状況に応じて適切な遮水処理を講ずることにより、掘削部分への地下水の流入を防止する。</p> <p>また、既存資料によると、計画地及び周辺には、地下水(第一帯水層)が存在する砂礫層が厚く分布しており、それに対して本事業の掘削範囲や山留壁及び杭の設置箇所は局所的であることから、地下水は掘削範囲や山留壁周辺の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいものと考えられる。</p> <p>以上より、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さいものとして予測した。したがって、「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p>(2)工事の完了後</p> <p>①地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 本事業の地下構造部分の基礎底は、G.L.約-3.0～-8.0m(T.P.約+54.5～+59.5m)であり、新工場棟、新立体駐車場、新守衛棟及び雨水浸透貯留槽の地下構造部分は主にローーム層に該当するが、水槽試験室の基礎底はG.L.約-8.0m(T.P.約+54.5m)であり、第一帯水層の砂礫層(T.P.約+56.5m)に到達する可能性がある。しかし、既存資料によると、計画地及び周辺には、地下水(第一帯水層)が存在する砂礫層が厚く分布しており、それに対して地下構造物の存在は局所的であることから、地下水は地下構造物の周囲を迂回して流れるものと考えられる。</p> <p>また、杭については、新工場棟は、G.L.約-25m(T.P.約+37.5m)までの杭を98本(杭径φ1.2～2.2m)、新立体駐車場では、G.L.約-17m(T.P.約45.5m)までの杭を48本(杭径φ1.4m)打設する計画であるが、適切な間隔を設けて打設を行うことから、地下水の流況を妨げるものではないものと考えられる。</p> <p>以上により、地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化は小さいと予測した。したがって、「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p>②地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 本事業の計画揚水量は約21,866m³/年を計画しており、1号井戸、2号井戸ともに計画揚水量は適正揚水量を大きく下回っている(1号井戸:計画揚水量約27L/分<適正揚水量約107L/分、2号井戸:計画揚水量約15L/分<適正揚水量約504L/分)。</p> <p>以上により、地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化は小さいと予測した。したがって、「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
5.水循環(つづき)	<p>③土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度 計画地全体の表面流出量は、現状が約2,799m³/h、工事の完了後が2,729m³/hと予測する。その内、本事業で改変しない区域(残置区域)における表面流出量は、現状、工事の完了後ともに約1,202m³/hであり、本事業で改変する区域(改変区域)における表面流出量は、現状が約1,597m³/h、工事の完了後が1,527m³/hと予測し、現状より緑地が増加することにより表面流出量は減少する。</p> <p>なお、本事業においては、計画地内に降った雨水は、すべて地下浸透を行う計画を減少させない計画である。本事業で改変しない区域(残置区域)については、現状と同様に既存の浸透ます、浸透トレンチ及び浸透井戸により全量を地下浸透させる。由勾配側溝や管渠等で集水し、浸透ますで地下浸透させた後、最終的には雨水浸透貯留槽(貯留量約1,592m³)において全量を地下浸透させる計画である。</p> <p>以上により、「地表面流出量に伴う表面流出量の増加は生じないもの」と予測した。したがって、「地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>
6.日影	<p>(1)工事の完了後</p> <p>①冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 冬至日の8～16時(真太陽時)に計画建築物等により日影が生じ、日影範囲は敷地境界から約200m離れた前沢第3緑地付近(8時から南町地区センター付近(16時)までである。本事業の実施後、主に計画地敷地境界の西～北側及び東側の一部にかけて日影が発生し、近隣の工場・事業場・住宅へ波及し予測するが、4～5時間の日影範囲は概ね隣接する道路内に収まっており、日影が生じることに影響は特に配慮すべき施設等に対しては日影が及びない計画となっている。</p> <p>日影規制の基準との比較については、計画地周辺の平均地盤面+1.5mにおける規制がかかる地域として、第一種低層住居専用地域が存在するが、計画建築物等による3時間以上の日影は敷地境界線から5m以内に、2時間以上の日影は敷地境界線から10m以内に収まることから日影規制の基準を満足すると予測した。</p> <p>また、平均地盤面+4.0mにおける規制がかかる地域として、準工業地域及び準工業地域(特別工業地区)が存在するが、計画建築物等による4時間以上の日影は敷地境界線から5m以内に、2.5時間以上の日影は敷地境界線から10m以内に収まることから、日影規制の基準を満足すると予測した。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に基づき日影規制の基準を満足すると考える。</p>
7.電波障害	<p>(1)工事の完了後</p> <p>①計画建築物等の存在によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害 計画建築物等の存在により、地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲は、広域局、県域局ともに計画地敷地境界の西側及び南側に発生し、広域局の最大距離は約95m、最大幅は約120m、県域局の最大距離は約95m、最大幅は約125mと予測した。なお、地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地表的な放射障害としてはほとんど発生しないものとして予測した。また、衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画地敷地境界の北側及び東側の一部に発生し、最大距離は約20m、最大幅は約25mの範囲と予測した。</p> <p>なお、計画建築物等の建設及び存在に起因する新たな電波障害が発生した場合、アンテナ設備の配置・方向の改善等の適切な電波障害対策を講ずることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されるものと考えられる。</p> <p>したがって、「テレビ電波の受信障害を起さないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>

表 1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結果
8.景観	<p>(1) 工事の完了後 ①主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>計画地及びその周辺は、戸建て住宅や工場・事業場等の建築物のほか、緑地の樹林や畑・樹園地などが分布している。計画地の東側及び西側は工場・事業場や戸建て住宅等の建築物のほか、南町緑地保全地域や前沢緑地保全地域等の緑地が混在している。北側は保青園や幼稚園、住宅等の建物が多く分布しており、さらに北側に幹線道路である新所沢街道が通っている。南側は御新田通りなどの生活道路が通っており、商業施設や事業場、住宅等が分布しており、さらにその南側には、幹線道路である新青梅街道が通っている。計画地及び周辺の地域全体の状況の景観特性としては、住宅や事業場等の市街地と緑地や畑、樹園地等の自然環境が混在して分布する地域景観を呈している。</p> <p>計画地に形成されている状況の主要な景観構成要素は、敷地境界沿いに配置された樹木、本事業で残置する建築物(1〜3号棟)、本事業で解体する南側の守衛棟及び立体駐車場、東側隣接地に位置する既存建築物(工場、倉庫、住宅等)である。</p> <p>工事の完了後の主要な景観構成要素としては、東側隣接地の既存建築物の跡地に新工場棟及び新立体駐車場が、南側の守衛棟及び立体駐車場の跡地に新守衛棟及び水構試験室が新設されることとなるが、計画建築物の高さは既存工場棟以下に抑え、一定量の緑化を確保する。また、水構試験室は、建物高さを低減、屋根部を含む建物形状を変更、計画地敷地境界から離隔することにより、建物のボリューム感を低減し、周辺環境との調和を図る計画とすることにより、計画地周辺の住宅、事業場等の市街地や排作地との調和に配慮した新たな地域景観が創出されるものと予測した。</p> <p>以上のことから、「周辺環境との調和を図ることとする評価の指標に適合するもの」と考えらる。</p> <p>②代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>工事の完了後は、計画地近傍では新工場棟、水構試験室の立地により眺望が変化する地点があるものの、既存建築物が存在していた位置に計画建築物を新設することで、眺望の変化の低減を図る。また、計画地の東側及び南側の計画敷地境界付近にまじまった緑地や植栽帯を整備し、新工場棟の一部にも屋上緑化を行い、みだりの創出を図り、周辺環境との調和に配慮した計画とする。</p> <p>したがって、計画地近傍については眺望に著しい変化は及ぼさず、その他の計画建築物が眺望できる地点については、大部分が周辺の建築物や樹木の背後になるため、眺望の変化は小さいものと予測した。</p> <p>以上のことから、「眺望に著しい影響を与えないこととする評価の指標に適合するもの」と考えらる。</p>
9.自然との触れ合い活動の場	<p>(1) 工事の施行中 ①工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度</p> <p>ウオーキングコースである「南沢・南町コース」及び「滝山コース」は、主に住宅地内や商店街・公園等を通る生活道路であり、工事の施行中における工事用車両の主要な走行経路と一部重なり、利用経路への影響が考えられる。</p> <p>また、計画地周辺に分布する南町緑地保全地域、南町森の広場、前沢森の広場、南町公園については本事業に伴う直接的な改変は無いが、自然との触れ合い活動の場までの利用経路と工事用車両の主要な走行経路が一部重なり、利用経路への影響が考えられる。</p> <p>これを踏まえ、本事業の実施にあたっては、工事用車両(大型車)は、道路幅員が狭い南町通りの走行台数を全体の10%(15台/日)以下となるよう調整して影響を極力低減する計画とする。工事用車両の走行にあたっては歩行者・自転車に十分注意する等の環境保全のための措置を実施することから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は低減されるものと予測した。</p> <p>したがって、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し、著しい影響を及ぼさないこととする評価の指標に適合するもの」と考えらる。</p>

表 1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結果
10.廃棄物	<p>(1) 工事の施行中 ①解体・撤去、建設工事等に伴う廃棄物及び建設発生土の種類ごとの排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法</p> <p>伐採樹木の総排出量は56t、再資源化量は54t(再資源化率99%)、撤去建造物の解体・撤去に伴う廃棄物の総排出量は7,928t、再資源化量は7,822t(再資源化率83~99%)、建設工事に伴う廃棄物の総排出量668t、再資源化量は644t(再資源化率83~99%)と予測した。これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき廃棄物の発生抑制及び分別の徹底を図るとともに、処理・処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して可能な限り再資源化に努め、適正に処理・処分する。</p> <p>建設工事に伴う建設発生土の排出量は57,196m³、有効利用量は50,332m³(有効利用率88%)、建設発生汚泥の排出量は6,427m³、再資源化・縮減量は6,170m³(再資源化・縮減率96%)と予測した。建設発生土については、可能な限り場内利用または工事簡利用を行い、これらが困難と判断された場合は、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省)等に基づき、処分地を指定して適正に処理・処分する。建設発生汚泥については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、処理・処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理・処分する。</p> <p>解体工事に伴う特別管理廃棄物等(アスベスト、フロン類を使用した製品)は、「建築物の解体等に係る石綿の使用の合理化及び対策マニュアル」(令和4年3月)、東京都市環境局)及び「フロン類の使用の合理化及び対策の適正化に関する法律」に基づき2020~2024年に実施した現地調査の結果を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理・処分する。また、事前調査で確認できなかった箇所(解体作業によって露わになる箇所)において、工事に伴い新たにアスベストが確認された場合は、追加調査を実施の上、適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、「「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務を果たすことと、かつ、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される達成基準値等を満足することとする評価の指標に適合するもの」と考えらる。</p> <p>(2) 工事の完了後 ①施設の稼働に伴う廃棄物の種類ごとの排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物の総排出量は315t/年、再資源化量は312t/年(廃アルカリを除く再資源化率100%)と予測した。これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、可能な限り廃棄物の発生抑制及び3R(U・E・S、リデュース、リサイクル)に努めるとともに、現況の廃棄物保管庫において引き続き適切に分別・保管を行い、処理・処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、「「循環型社会形成推進基本法」等に定める事業者の責務を果たすことと」する評価の指標に適合するもの」と考えらる。</p>
11.温室効果ガス	<p>(1) 工事の完了後 ①施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度</p> <p>計画建築物等の温室効果ガス排出量は3,916t-CO₂/年、基準建築物等と比較して、温室効果ガス削減量は971t-CO₂/年、削減の程度は約19.9%と予測した。</p> <p>計画建築物においては、省エネルギー機器や高効率設備機器の採用に努める等の省エネルギー対策や、計画地の東側及び南側の計画敷地境界付近にまじまった緑地や植栽帯を整備し、新工場棟の一部にも屋上緑化を行う等の環境保全のための措置を講じていく計画である。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」等に定める事業者の責務等を果たすこととする評価の指標に適合するもの」と考えらる。</p>

●東京都告示第六百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月二十四日

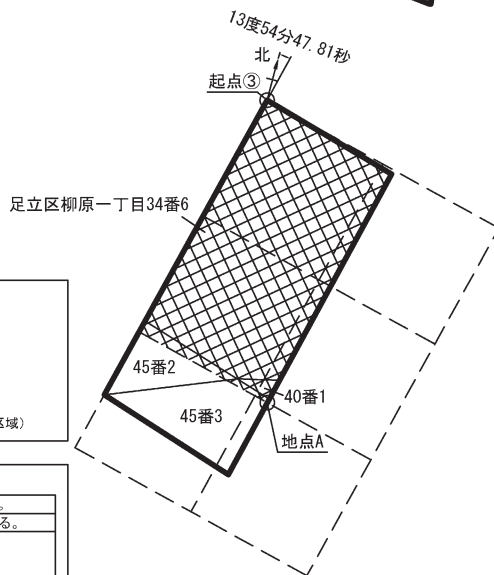
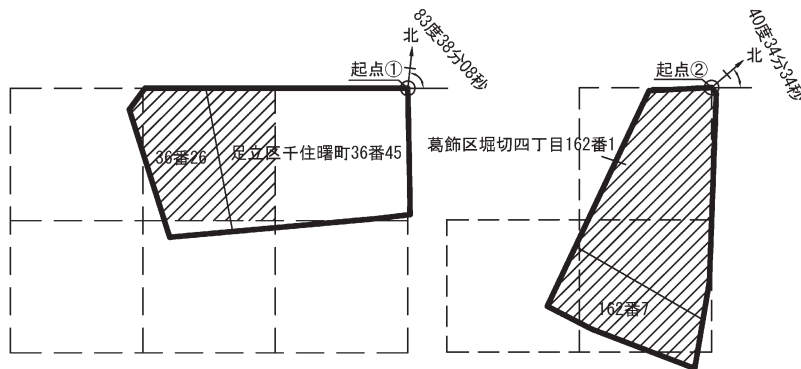
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区柳原一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (令和5年東京都告示第1113号により指定した区域)

【起点】

① 起点①は、足立区千住曙町36番45の最北端とする。

② 起点②は、葛飾区堀切四丁目162番1の最北端とする。

③ 起点③は、次の座標とする。
X座標：-28342.099 Y座標：-1774.256

地点Aは、次の座標とする。
X座標：-28364.174 Y座標：-1768.327

座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】

① 83度38分08秒

② 40度34分34秒

③ 13度54分47.81秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百三十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

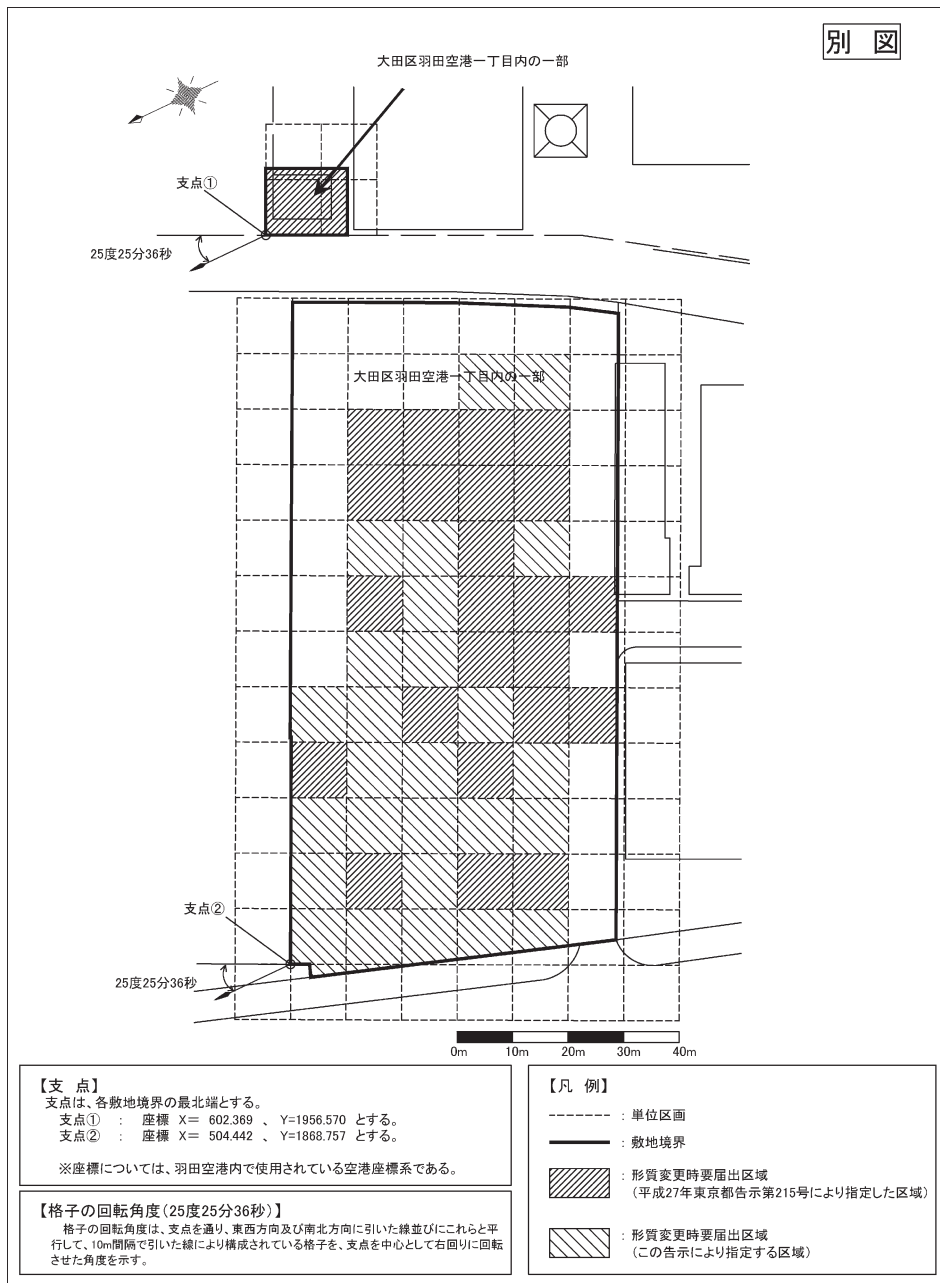
令和八年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



●東京都告示第六百三十六号

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ取扱責任者試験を次のとおり実施する。

令和八年四月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験

令和八年九月十二日（土曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

(二) 実技試験

令和八年九月十四日（月曜日）から同月十八日（金曜日）までの間に行い、各受験者宛て試験日時を通知する。

二 試験会場

学校法人後藤学園（豊島区南池袋三丁目十二番五号）

三 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。）に関する事。

イ ふぐに関する一般知識

ウ 水産食品の衛生に関する知識

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関する事。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料

一万九千七百円

五 受験手続

(一) 受験願書受付日時

令和八年五月十一日（月曜日）から同年六月十二日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で令和八年六月十二日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所

東京都庁第一本庁舎三十一階南側 東京都保健医療局健康安全全部健康安全課。ただし、郵送の場合は、同課（郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号）に送付すること。

(三) 提出書類

ア 受験願書（規則別記第一号様式による。）

イ 受験票（規則別記第三号様式による。）

ウ 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きで縦四・五センチメートル横三・五センチメートルで、裏に氏名を記入したもの）

エ 領収証書（受験手数料納付後のもの）

オ 受験票送付用封筒（百十円切手を貼ったもの）

カ 試験結果通知用封筒

六 合格発表

令和八年十一月十六日（月曜日）午前十時から午後四時三十分まで、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課（東京都庁第一本庁舎三十一階南側）及び東京都中央卸売市場豊洲市場七街区管理施設棟一階ロビー（江東区豊洲六丁目六番一号）に合格者の受験番号を掲示して発表

するとともに、同日午前十時から東京都保健医療局ホームページ（<https://www.hokeniyo.metro.tokyo.lg.jp>）上に合格者の受験番号を掲載する。

七 その他

(一) 受験願書用紙等は、平日については、東京都保健医療局健康安全全部健康安全課において、平日及び土曜日については、東京都市場衛生検査所（江東区豊洲六丁目六番一号（豊洲市場内））において、日曜日及び土曜日については、東京観光情報センター都庁本部（東京都庁第一本庁舎一階北側）において、令和八年五月十一日（月曜日）から同年六月十二日（金曜日）まで配布する。

(二) 詳細については、前記健康安全課（電話〇三（五三二〇）四三五八）に問い合わせること。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第152号

確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第8条の規定により、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月24日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施日時 講義 令和8年11月16日（月曜日）及び同月17日（火曜日）の2日間

5 問合せ先

警視庁放置駐車対策センター企画運用係
電話 03 (3581) 4321 内線 7870-5123

午前9時から午後5時10分まで

考查 令和8年11月24日（火曜日）

午前10時から午前11時まで

2 講習の実施場所

東京ビッグサイト 会議棟6階会議室
江東区有明三丁目11番1号

3 講習予定人員

300名（予定人員になり次第締め切る。）

4 申込手続

(1) 申込方法

都内各警察署交通課窓口を持参又は警視庁行政手続オンラインによる申込み

(2) 受付期間

都内各警察署交通課窓口を持参
令和8年8月20日（木曜日）から同月28日（金曜日）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
午前8時30分から午後4時30分まで

イ 警視庁行政手続オンラインによる申込み

令和8年8月20日（木曜日）午前8時30分から同月28日（金曜日）午後11時59分まで

(3) 申込書類

駐車監視員資格者講習申込書 1通（駐車監視員資格者講習受講申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前8時30分から午後4時30分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。）

(4) 受講手数料 20,000円

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 九〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

